

○経済産業省告示第二十一号

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第一条第二項第六号の規定に基づき、貯蔵能力を算出する方法を次のように定め、公布の日から適用する。

平成二十八年二月二日

経済産業大臣 林 幹雄

ガス事業法施行規則第一条第二項第六号の規定による貯蔵能力を算出する方法は、ガス工作物の種類に応じて次に掲げる式により算出する方法とする。

一 液化ガス用貯槽

$$W = C_1 w V_1$$

Wは、貯蔵能力（単位…キログラム）

C_1 は、0・9（低温貯槽にあつては、その容積に対する液化ガスを貯蔵する部分の容積の比の値）

wは、常用の温度における液化ガスの液密度（単位…キログラム毎リットル）

V_1 は、容積（単位…リットル）

二 特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器であつて、内部に液化ガスを貯蔵す

るもの

イ 高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第四十一条に規定する容器

$$W = \frac{V_1}{C_2}$$

ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第一条第二項第二号に規定するバルク貯槽（地盤面下に埋設され、及び内容積が二千リットル以上のものを除く。）

$$W = 0.85w V_1$$

ハ イ及びロに掲げる容器以外の容器

$$W = 0.9w V_1$$

W、 V_1 及びwは前号に定めるところによる。

C_2 は、次の表の上欄に掲げる液化ガスの種類（二種以上の液化ガスが混合している場合にあつては、主となるもの）に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる定数

液化ガスの種類	定	数
液化エチレン		三・五〇
液化エタン		二・八〇
液化プロパン		二・三五
液化プロピレン		二・二七
液化ブタン		二・〇五
液化ブチレン		二・〇〇

三 ガスホルダー、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器であつて、内部に圧縮ガスを貯蔵するもの

$$Q = (10P + 1) V_2$$

Qは、貯蔵能力（単位…立方メートル）

Pは、ガスホルダーにあつては最高使用圧力、特定ガス発生設備に係る容器及び移動式ガス発生設備に係る容器にあつては温度三十五度における最高圧力（単位…メガパスカル）

V_2 は、容積（単位：立方メートル）